

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第8号

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年四日市市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
<p>（給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する者をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>		<p>（給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する者をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1	<u>371,000</u>	1	<u>377,000</u>
2	<u>419,000</u>	2	<u>426,000</u>
3	<u>471,000</u>	3	<u>479,000</u>
4	<u>532,000</u>	4	<u>542,000</u>
5	<u>607,000</u>	5	<u>618,000</u>
6	<u>709,000</u>	6	<u>722,000</u>
7	<u>829,000</u>	7	<u>845,000</u>
2から5まで（略）		2から5まで（略）	

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第8条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第53条の3及び第60条の2第2項の規定の適用については、給与条例第53条の3中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第60条の2第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」とする。

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第8条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第53条の3及び第60条の2第2項の規定の適用については、給与条例第53条の3中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第60条の2第2項中「100分の122.5」及び「100分の137.5」とあるのはいずれも「100分の155」とする。

第2条 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に</p>

関し必要な事項を定めるものとする。

(給与に関する特例)

第7条 (略)

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の各号に掲げる前項の給料表の号給に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 1号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合

(2) 2号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合

(3) 3号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合

(4) 4号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合

(5) 5号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合

(6) 6号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難

関し必要な事項を定めるものとする。

(給与に関する特例)

第7条 (略)

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

な業務で重要なものに従事する場合
(7) 7号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合

3 から 5 まで (略)

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第 8 条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第 5 3 条の 3 及び第 6 0 条の 2 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 5 3 条の 3 中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第 6 0 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」及び「1 0 0 分の 1 3 7 . 5」とあるのはいずれも「1 0 0 分の 1 5 7 . 5」とする。

3 から 5 まで (略)

(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)

第 8 条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第 5 3 条の 3 及び第 6 0 条の 2 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 5 3 条の 3 中「管理監督の職にあるものが」とあるのは「管理監督の職にあるもの及び任期付条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第 6 0 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 5 5」と、「1 0 0 分の 1 3 7 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 6 0」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 7 条の規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用し、改正後の条例第 8 条の規定は、平成 2 7 年 1 2 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の四

日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(総務部人事課)